一般事業主行動計画

医療法人社団一穂会

職員が仕事と育児の両立ができ、全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和５年４月１日～令和８年３月３１日

2. 内容

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

(対策)

① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
② 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
③ 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
④ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
⑤ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

(対策)

① 時間外・休日労働の削減のための措置の実施
② 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
③ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

次世代育成支援対策に関する事項

(対策)

① 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れの推進
② 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施